

第4回 佐野市政策審議会会議録（概要）

- 日 時
平成23年8月18日（木） 午後2時00分～午後3時27分
- 会 場
佐野市市役所 大会議室 AB
- 出席者
審議会委員：稲見崇司、島田勝久、為国孝敏、太田哲夫、大芦宏、新井富夫、島田嘉内、倉持武、上岡昭子、横田誠、駒形忠晴、菊地宏行、篠崎芳朋、秋山欣治、飯塚信之、荒井和久、小暮文夫、上岡裕、須藤友行、小島昭代
事務局：総合政策部長、政策調整課長、財政課長、政策調整係長、行政経営部長、新庁舎建設準備室長、新庁舎建設係長、事務局職員
- 傍聴者
9名
- 会議経過
 - 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 佐野市新庁舎建設計画（案）の審議
 - 4 その他
- 会議概要

稲見崇司 会長

本日は、レジュメにございますように、第7章、序章から6章まで総括ですが、その前に第3回で審議されました第4章、5章、6章で課題として残されているものについて、事務局から説明をお願いします。

新庁舎建設準備室長

資料2にありますように、前回のご意見を踏まえて追加項目(案)としてとしまして作成しましたので、ご審議いただきたいと思います。

まず、第4章(P18)に「(8) 市民の参画」として、「新庁舎建設に際し、パブリックコメントなどにより、市民からの意見を積極的に反映できるように努めます。また、未来を担う子供たちが新庁舎建設に参画でき、将来まで庁舎に愛着が持てるような手法導入を検討します。」

「(9) 地元経済への波及効果」として、「地場産材や、地元企業の積極活用を図り、地元経済への波及効果が発揮できるように努めます。」という文面を作成してみました。

また、市民からの意見聴取の今後の計画については、政策審議会の答申後に修正した計画案につきましてパブリックコメントを実施します。

さらに、新庁舎の高さとか階層数及び立体駐車場の階層数についてのご意見ですが、基本設計の段階で設計者により効率的な敷地、計画の上で検討するものでございます。従いまして、あくまでも仮定でのお話になりますが、例えば建築面積を2,000平方メートルとすれば9階建て、敷地面積3,000平方メートルであれば6階建ての

計算になります。

立体駐車場につきましても庁舎の建築面積や平面駐車場の面積との兼ね合いによりまして面積も変わってきます。例えば自走式により 1,000 平方メートルの建築面積であれば 4 層 5 階くらいで、建築面積 2,000 平方メートルとなれば 2 層 3 段という計算になります。

稲見崇司 会長

今の説明に対してご質問、課題として出されたものに対しまして、何か皆様方のほうからご意見がありますか。無いようなので、修正案ないしご説明のとおりといたします。

それでは、第 7 章について検討いたします。事務局よりお願いいたします。

新庁舎建設準備室長

(佐野市新庁舎建設計画(案) 41 ページ「第 7 章 実現化方策の検討」について説明)

稲見崇司 会長

事業費の算定と財源の内訳、維持管理費の検討としてランニングコストは安く、また、整備手法の導入として直接建設方式をとるという記述でございます。

事業のスケジュールでは、現段階での内容であり、新たな事象が出てきたりすることがございますので、さらにまた議論がなされるかと思えます。

さらには、今後の検討課題として、基本設計に向けての課題や新庁舎建設後の課題の記述でありました。

太田哲夫 委員

42 ページの財源内訳の地域振興基金について、「既設の地域振興基金の活用検討」と記述されていますが、新たな借り入れたことにはならないのかどうか

財政課長

まず庁舎建設基金は、本年度平成 23 年度、24 年度、25 年度の 3 カ年をかけまして目標額 17 億円の積み立てるという財政計画で考え、さらに地域振興基金については、19 億 5,000 万円ほどの基金を積み立てております。この基金も合併特例債を活用させていただいた基金で、そのうち 15 億円を合併後の庁舎建設という位置づけの中で、この基金を取り崩す考えでございます。

上岡 裕 委員

CO₂の削減が基本的な流れの中で、これまでと変わらないエネルギー効率の悪い庁舎にならないか危惧している。

CO₂をどうやって社会で削減して、市庁舎は 1990 年度比、こういうふうには削減するという数値目標を立てて、それにのっとって庁舎建設を行ったということにしていただけはないか。

稲見崇司 会長

実際の環境対策ということで、数値的な目標も入れてみてはどうかという、ご意見でございました。

こういうような形の数字上の盛り込みという点について、ご意見、お考えがござい

ますか。

上岡昭子 委員

何%削減していくとやっていかないと、具体的には変わっていかないと。目指す数値目標は、きちんと整備したほうがいいと思いますし、ここだけのことでなくて、全庁的にこれからのエネルギー政策どうしていくかという問題にもかかわると思うのですが、その辺きっちり踏まえて数字目標をした方が良いと思います。

稲見崇司 会長

それでは、計画案にCO₂削減率のパーセンテージを入れるべきだということをごに書くことはできると思いますが、では何%にしたらいいかということに関してはいかがでしょうか。

上岡 裕 委員

市民を巻き込んだワークショップやパネルディスカッションなどでみんなで話し合う場があればいいのですが、数値目標を市役所職員や市民の皆さんとが考えて、これを目標にしようと、数値目標をつくるような場をつくって、それに向かっていろんなアイデアをもらい、環境に配慮したPRができる庁舎にできたらいいと思います。

稲見崇司 会長

45 ページの基本設計に向けての検討課題の中の環境への配慮についてというところですが、「環境の負荷低減につながる取り組みを積極的に取り入れ、具体的な数値目標をつくり、さらにその取り組みをPRできる庁舎とする必要があります。」にさせていただくことにいたします。

倉持 武 委員

46 ページの新庁舎建設後の検討課題を見ますと、総合庁舎方式になった場合に、田沼、葛生方面からのアクセスを改善する必要があると記述がありますが、総合庁舎方式によって田沼庁舎、葛生庁舎が何も行政の機能しないのではないかと理解されてしまうのではないかと。

アクセス、道路のネットワークの整備にしても、相当な年数を費やさない道路網の整備というのはできないと思うので、将来的に最小限の事務手続というのを田沼、葛生に残すという記述が必要かと思いますが。

稲見崇司 会長

24～26 ページにある機能配分の考え方の中に庁舎機能、新庁舎に配置しない部署として記述されておりますが、これで今のご懸念について対処できると思いますが。

倉持 武 委員

詳細はその記述で理解できますが、ここだけを見た場合に、田沼と葛生庁舎が道路ネットワークを整備しながら、無くなってしまうのではないかとおぼれてしまうのではないかと。

稲見崇司 会長

それでは、事務局の方でこの記述をもう少し直すように、次回までにお願ひでき

ますか。

新庁舎建設準備室長

次回案として提案したいと思います。

新井富夫 委員

44 ページの整備手法で①の直接建設方式とありますが、建設費用が莫大となれば大手企業が参入することが予想される中で、地元経済の波及効果があるようお願いしたい。基本設計を依頼する場合の方法や JV 方式を取り入れることも考えてほしい。

稲見崇司 会長

実際に地元企業の参入ができるように、というふうなご意見であります。「地元経済の波及効果が発揮できるよう、強く求めます」という表現に変えるようにいたします。

太田哲夫 委員

46 ページの「中心市街地のまちづくりについて」ですが、ソフト事業、ハード事業というのはちょっと抽象的であるということから、周辺ゾーンの街路整備などという文句を入れると、市庁舎建て替えのほかに、周辺ゾーンの整備も一体的な事業というふうに想定がされやすいのでは。

稲見崇司 会長

それでは、その箇所について「新庁舎が中心市街地活性化の核として機能できる周辺ゾーンの街路樹整備等、ソフト事業及びハード事業の展開を各種計画との整合を図りながら検討する必要があります。」という表現に変えるようにいたします。

須藤友行 委員

市の全体計画を考えながら、ゾーン設計をするという考えなのか、それとも大規模公園はそのままにして建築に入るのか。
たとえば、行政ゾーンとして市民が使いやすいようにもう少しまとめる方向で、市が将来に向かってのグランドデザインを考えた上で、新市庁舎設備という位置づけを持っていかないといけないのでは。

稲見崇司 会長

今の駅南公園を含めた場合の代替措置を講じる必要があるのかという質問と、それから希望として公共施設のつながりを将来につなげてほしいというご希望です。これについて事務局でお願いします。

新庁舎建設準備室長

23 ページのほうに基本構成のゾーニングのイメージ図を載せましたが、あくまでもイメージ図ということです。基本設計の中で具体化していくというような意味で記述したものであります。
全体のまちづくりの中でということですが、都市マスタープランとか中心市街地活性化計画など各種計画との整合を図りながら、基本設計の中で調整・検討していくということでもあります。

稲見崇司 会長

各種計画との整合性をはかりながらということですが、もう一度須藤委員のお考えを。

須藤友行 委員

各種計画との整合をはかりながらということは確かに必要ですが、公共施設のゾーン設計ができればいいと思っている。市として大きな設計図があればいいなと思ったのです。

整合を図りながら、かつ、より積極的に全体計画づくりを検討していくとか、そんなここにランドデザインをしっかりとつくってほしいというのが希望です。

上岡昭子 委員

市庁舎建設は、まちづくりの中の一環としてやるということが、まず大前提だと思います。市のランドデザインをきちっと出した上で、こういう方向性でやりたい、だから市庁舎建設はこうであると言ったほうがいいと思いますが。

島田嘉内 副会長

役所機能だけの建物というだけでは余りおもしろくないという気もしますし、その辺のところは中心市街地のまちづくりのやはりランドデザインというものをもう一度検討しているのかどうか、また検討する必要があるのではないかと。

稲見崇司 会長

総合的なランドデザインという希望ですが、私どもは事業を含めたところでまとめなければいけないので、今のご意見をどこかに反映した上で、それをまとめるということになるかと思えます。

新庁舎建設準備室長

今のご意見は、基本方針に含まれますので、第4章の17ページの2の(3)、まちづくりとの連携と象徴という項目がございます。この中にご意見を取り入れた形で文面を直して次回、提案したいと思えます。

島田勝久 委員

新庁舎の基本理念というところが上位計画になっているわけですから、今までの意見を踏まえた文章化すればいいのではないかと。

17ページで基本理念として歴史や風土を含めた「佐野らしさ」を強く表現することが必要ではないかと。

さらに、佐野市のまちづくりの基幹になるという意味でランドマークとするのか、シンボルとするのか、そういった表現をもう一項目つけ加えて皆さんの意見をまとめて記述してはどうか。

稲見崇司 会長

基本に戻ったご意見が出ましたが、基本理念の中でシンボルタワーとしてのそういったものを入れ込む必要があると。

先日理念を変えるということで、環境を含めたものを入れたのですけれども、さらにそういった佐野らしさという表現を入れたシンボルタワーとしての役目を基本

理念の中に入れたらどうかという意見ですが、次回に事務局の方で作っていただけますか。

新庁舎建設準備室長

ご提案いたしますが、次回が最終日ですので、作成し事前にお配りします。

稲見崇司 会長

次の回には答申するという段階の予定になっておりますので、ここでも出された結果を答申案として事前に皆さんにお渡しするというございます。

島田勝久 委員

今回の市庁舎を建て替えという議案は、ひとつあるのは合併に伴うということ、もうひとつは 3.11 の震災の問題がかなり影響したと思う。ですから、やはり大きな課題として 3.11 後の震災を踏まえたということを散りばめてもらいたい。

稲見崇司 会長

また非常に大事な意見をいただきました。3.11 の震災の結果として建て直さなくてはいけないというようなことが緊急にあったわけですが、事務局のほうで原案を検討いただきたいと思いますが。

新庁舎建設準備室長

24 ページに機能配置の考え方として、災害時の災害拠点としての機能として避難スペース等が記述してございます。また、37 ページ中段ですが、大規模な地震に対応するためにという記述がございます。この辺でいかがでしょうか。

稲見崇司 会長

先の委員のご意見は具体的な記述はあるが、最初に 3.11 震災を起点として考えたものなのだという文言を取り入れてはどうかということですが。

新庁舎建設準備室長

3.11 の件につきましては、1 ページの最初の計画策定の背景の所で、平成 23 年 3 月 11 日発生の東北地方太平洋沖地震によりという記述があります。また、7 ページに新庁舎建設の意義の中にも、3 月 11 日発生の東北地方太平洋沖地震ということで、記述してございます。

上岡昭子 委員

前回の会議の中で、27 ページの議会機能は、議会としての格式を保った上でというところで、格式は要らないという話になったと思ったのですが。どこかの町で、議場を何か震災があったときに避難所として使えるようにしているというところがありました。この近辺の自治体では、ひな壇でやっています。そうではなくて、何かあったときに、第 1 次避難所として使えるように考えた上で、格式とかなんとかではなく、市民の代表ですから市民が使えるような議場というのを考えていただきたい。

稲見崇司 会長

27 ページの文言もさることながら、今のご意見は議会場も例えば防災の拠点あるい

は何か災害が起こったときに人々がそこに入れるということも考慮したようなものであってほしいというご意見でございました。

議会機能の中に災害対策も含めるように事務局に要望を承っていただいて、その上で何かできることがあったらしていただくということにしたいと思います。

小暮文夫 委員

庁舎は遠い将来まで使うものなので、佐野の人口がもう減り始めています状況の中で、規模を少し小さくてもいいのでは。その代わり、佐野から無くなった労働基準監督署のような関連する行政機関の出張所機能を入れ込む余地というものをつくってもらいたい。

飯塚信之 委員

グランドデザインという説明は、第1章 新庁舎建設の必要性と意義、そちらでグランドデザインの中での新庁舎の位置づけを盛り込んではいかがでしょうか。

今まで、まちづくりなどの話し合いが当然あったかと思うので、それらの経緯などを載せながら、新庁舎のそういったものをどういった位置づけで考えられているのかを記述してはどうか。

稲見崇司 会長

これまでにいろいろな審議、この審議以外の経過がございましたので、事務局の方でそのような経過の記述ができますか。

新庁舎建設準備室長

検討させていただきます。

稲見崇司 会長

それでは、この第7章の項目につきまして、かなり審議をしていただきましたのでこの辺にしたいと思います。

次に、これまでの序章から第6章までの総括ということで、今までのご意見等について、今振り返りたいと思います。

新庁舎建設準備室長

資料No.1をご覧ください。この資料につきましては、第1回から第3回までに出た意見に対する説明です。

第2回目審議会において、「田沼、葛生庁舎について、災害に対する機能の保持」、「町なかの整備のきっかけ」、さらに「田沼地域や葛生地域の連携による発展」、「歴史や環境問題の発信機能を持たせる」のご意見については、答申にまとめていきます。

また、第3回目の審議会でのご意見により、第4章の新庁舎の基本理念では「質の高い市民サービスを提供できるコンパクトで、環境に配慮した安全、安心な総合庁舎」に、新庁舎建設の基本方針では「賑わいのある地区の形成に寄与する」に修正したいと思います。

第5章において「地元産材の活用」、第6章において「子供が新庁舎の建設にかかわれる仕組み」に関するご意見については、別項目をつくり一般的な記述をします。さらに、「駐車場の夜間開放」、「田沼、葛生地域における防災関係や福祉関係の機

能」に関するご意見についても、答申にまとめていきます。
最後に、第6章の6. 施設計画の考え方では「環境との共生の中の直射日光が直接室内に入らないようにして」を削除し修正したいと思います。
今までのご意見に対する検討案は以上です。

稲見崇司 会長

前回までの結果につきまして報告をしていただきましたが、特に意見がないようでしたら、この資料No.1に加え本日の意見も合せてまとめていただき、次回の会議で答申をまとめる前に提示いただきたい。
委員の皆様は、事務局で準備いただいた内容をご覧いただいたうえで、次回の会議に臨んでいただきたい。
次に、事務局から報告事項がございます。

財政課長

それでは、合併特例債の取り扱いにつきまして、最近変更の動きがありますので、ご報告いたします。
合併特例債の事業期間の延長についてですが、実は東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案が8月11日に議員提案で衆議院に提出され、同日付で可決し、参議院に送られましたので、その状況についてご報告をいたします。
法律案は、旧合併特例法の適用の期間外に合併した市町村につきまして、合併特例債の事業期間を合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度から、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度とする内容でございます。本市におきましては、旧合併特例法の適用期間、平成17年3月31日までに申請し、平成18年3月31日までに合併した市町村を旧合併特例法の適用ということになります。本市は平成17年2月28日合併ですので、この適用を受けるようなこととなります。
また、この期間の特例の対象区域につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律の特定被災区域をその区域とするということになっております。この法律案の内容を本市に当てはめてみますと、まず1つは平成17年2月28日合併でございますので、旧合併特例法の適用を受けております。さらに、昨日8月17日の官報により、本市が特定被災区域の指定を受けた報告が載りました。したがって、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が成立した場合、新市建設計画等の変更を行いますと、合併特例債の事業年度が当初平成26年度が最終年度だったわけでございますが、平成26年度から5年間延びますと、平成31年度まで延長することができるものでございます。
以上、説明とさせていただきます。

稲見崇司 会長

今お伝えいただきましたように、特例債が10年という限定だったものが、佐野市が震災により被害があったということで、佐野市も被災地に含まれたということです。
それによって特例債が15年に変更になるというニュースが今できたばかりだということです。この審議会の前にはなかった話ですが、8月11日の衆議院は通過した

ということですので、あと参議院を通過すると原則延長が行われると、非常に余裕ができるということになるということです。

したがって、この審議結果を考える時間ができるということになりますので、この審議結果をしっかりと市長に伝え、そして市のほうでその後の措置をしっかりとさせていただきたいと思えます。

それでは、本日の題材については、ここで終わりにいたします。

大芦 宏 委員

今まで協議してきた話を覆すつもりはありませんが、今の合併特例債の期間延長を踏まえて、例えば今まで様々な制限等によって、庁舎の建設場所がここありきで進んできました。この情報を踏まえて、新たに考え直すとか、そういったことは今後検討しないのですか。

稲見崇司 会長

この審議会は、諮問があった内容について審議するということですので。そのため、この審議会としては(検討することは)ございません。